

柳井市ふるさと納税推進事業 返礼品募集要項

1 趣 旨

柳井市（以下「本市」という。）では、ふるさと納税制度によりご寄附いただいた方に対し、お礼として本市の特産品をお贈りしており、返礼品を提供いただける法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集いたします。

本市では、ふるさと納税制度の一層の効率的かつ充実した運用を図るため、「株式会社 さとふる（〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-2）」（以下「委託事業者」という。）と協働で取り組むこととしております。これは、返礼品についても、協力事業者より提供いただける取扱商材を基に、ご寄附いただいた方に一層喜ばれる返礼品として提供することや、効率的な運営、迅速で安心安全を考慮した返礼品の手配、配送や、顧客・配送等に係るデータの適正管理等にも万全を期す必要があることから、返礼品の企画、発注、配送管理等の業務を委託事業者に委託して実施するものです。

2 募集する協力事業者の要件

(1) 次の要件すべてに該当するものとします。

ア 本市内において返礼品の生産（製造品、加工品の主たる原材料を生産する場合を含む。）、製造、企画、加工、販売又は体験等のサービスの提供を行っている法人、団体又は個人事業者であること。

イ 市税の滞納がないこと。

ウ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等でないこと。

エ 委託事業者の取引条件に対応が可能であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

3 募集する返礼品について

(1) 要件

アからケまでに掲げる要件のいずれかに該当し、かつコからスに掲げる要件に該当するものとします。

ア 本市の区域内において生産されたものであること。

イ 本市の区域内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

ウ 本市の区域内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

(ア) 食肉の熟成又は玄米の精白 山口県の区域内において生産されたものを原材料とするもの

(イ) 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程
当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が本市の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

エ 本市の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

オ 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品であることが明白なものであること。

カ アからオまでに掲げる要件に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。

キ 本市の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

ク 本市の区域内に所在する宿泊施設であって、山口県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、山口県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

ケ 山口県が山口県の区域内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されている物品及び本市を認定し、当該物品を本市がそれぞれ返礼品等とするもの

コ ウに該当する返礼品については、本市の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明が、別記第3号様式により、当該返礼品等の製造等を行う者よりなされること。

サ コにおいて証明した内容について、総務大臣の定めるところにより本市のホームページにおいて公表されることを承諾すること。

シ 柳井市広告掲載基準第6条に該当するものでないこと。

ス 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること（期間限定・数量限定で供給可能なものは可）。

(2) 食品を扱う返礼品提供事業者の留意事項

本要項3（1）に定める要件及び食品表示法を遵守し、次のことに留意すること。

ア 当該食品の産地名を適正に表示すること。

イ 本要項に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、本市が必要と認め、調

査（実地調査を含む。）を行う場合は、当該調査・確認に応じること。

ウ 本要項3（1）に定める要件及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。

エ 本要項3（1）に定める要件及び食品表示法の違反があった場合は、返礼品の承認を取消し、民法の規定に従って、当該違反によって生じた損害を賠償する責任を負うこと。

（3）価格

募集する返礼品の価格は、次のとおりとします。

返礼品の価格	100万円以下のもの
備 考	返礼品の発注は、委託事業者が買主となり売主である協力事業者に行います。返礼品の代金は委託事業者から支払われます。 宅配送料の負担はありません。 返礼品の価格には、梱包費、消費税及び地方消費税の額を含むものとします。

（4）応募数の上限

なし

4 協力事業者のメリット

- （1）本市のホームページやふるさと納税ポータルサイト【さとふる】・【ふるなび】・【楽天ふるさと納税】・【ふるさとチョイス】・【ANAのふるさと納税】などに商品の画像、商品名、協力事業者名などが掲載されます。
- （2）寄附者への返礼品発送時におけるパンフレットの同封により、PRが可能です。ただし、協力事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限ります。

5 募集期間

随 時

6 申込方法

下記書類に必要事項を記入し、添付書類とともに、メール、郵送又は直接提出してください。

- （1）ふるさと納税推進事業 返礼品応募用紙（別記第1号様式）
※ 応募する返礼品が確認できる写真（電子データ可）、パンフレット等の添付
- （2）誓約書（別記第2号様式）
- （3）要項3（1）ウに該当する返礼品については、柳井市内において製造等を行うこと

により当該返礼品の価値の過半が市内で生じていることを証明する書類（別記第3号様式）

提出書類の様式については、本市ホームページからもダウンロードができます。また、郵送もいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

[提出先・お問い合わせ先]

〒742-8714 柳井市南町1-10-2

柳井市役所 財政課

電話 0820-22-2111（内線440）

E-mail zaisei@city-yanai.jp

7 協力事業者等の認定

本要項2及び3の応募要件を満たしていれば、原則として、協力事業者及び返礼品として決定し、市から国へ地場産品基準の適合性についての確認申請を行います。その後確認が得られ次第、返礼品として認定します。ただし、返礼品に関する調整等をお願いする場合があります。また、委託事業者との間で取引条件の確認、契約、返礼品に関する詳細な打合せ等を行っていただきます。

8 その他の留意事項

- (1) 協力事業者は、認定した返礼品の変更・辞退をする場合には、速やかに本市へ報告するものとします。
- (2) 本要項及び株式会社さとふるとの取引契約を遵守してください。
- (3) 本市は、認定された協力事業者あるいは返礼品が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなると認める場合、その登録を取り消すことがあります。
- (4) 本市は、申込内容に虚偽があった場合、若しくは本市に損害を及ぼす行為があった場合は、認定を取り消します。

柳井市広告掲載基準（抜粋）

（掲載基準）

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

（1）次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 個人の慶弔に関するもの
- キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
- ケ 社会的に不適切なもの
- コ 国内世論が大きく分かれているもの
- サ 肖像権、著作権又はパブリシティ権（有名人の氏名又は肖像を財産的に利用する権利をいう。）を侵害しているもの

（2）消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示又は誤認を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告であって、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の目的又は内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

（3）青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
- オ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの